

ハラスメントの概念を問い合わせ
——嫌がらせと人権侵害という観点から——
(上)

On the Concept of the Harassment
—From the point of view of Displeasing and Human Rights Violations—
I

岸貴介
Takayuki KISHI

Abstract

This paper will question the concept of harassment in principle. To this purpose, first the paper will confirm some of the definitions of harassment, and then examine the concept of harassment from the point of view of displeasing and human rights violations.

・キーワード：ハラスメント、嫌がらせ、人権侵害

I. はじめに

前稿¹では、我が国に於いてハラスメントに対して取られる傾向がある或る姿勢に対し、ハラスメントが起こる原因を、具体的な事例に注目することでではなく言わば原理原則に於いて問い合わせることで、一定の提言を試みた。しかしながら、原理原則に於いてハラスメントそのものを問い合わせることでは前稿は充分ではなかった。抑々ハラスメントとは何なのかという、より根本的な問い合わせは等閑にしていたからである。そこで、前稿 I で提示した認識や態度を本稿（上・下²）に於いてもその前提としつつ、ハラスメントそのものの概念を問い合わせることとする。その具体的な作業を行うのが本稿（上）である。（なお、本稿（下）では、この作業の結果を受けて、ハラスメントの概念自体が言わばちぐはぐなものであることを確認する³と共に、その上で、ハラスメントへの望ましい態度について提言を行う。）

II. 「ハラスメント」という言葉とその定義

昭和期の我が国に於いて、「ハラスメント」という言葉は一般には知られていなかった。この言葉が一般に——しかも急速に——認知されるようになったのは平成元（1989）年以降である。「セクシャル・ハラスメント」という言葉が新語・流行語大賞に選ばれたことがそのことを示している。⁴これ以降、この言葉は「セクハラ」という略語の形で急速に用い

¹ 岸貴介：「ハラスメントの原因を問い合わせ——原因の主体と人間の道徳性という観点から——」。

² 岸貴介：「ハラスメントの概念を問い合わせ——嫌がらせと人権侵害という観点から——（下）」。

³ 管見の限りである為、充分なものではないが、この作業とその結果を主題とした先行研究は確認することは出来なかった。

⁴ 第6回ユーキャン新語・流行語大賞の新語部門の金賞は「セクシャル・ハラスメント」であり、受賞

られるようになり、行政でもその対策が図られるようになった。男女雇用機会均等法の改正（1997年）——施行は1999年——の際に所謂セクハラ規定が設けられた⁵ことがその代表だろう。また、1995年には、性別を問わず大学で行われるハラスメントを指して「アカデミック・ハラスメント」（略称は「アカハラ」）という言葉が、そして2001年には、アカハラ訴訟が新聞報道されることで社会的関心が集まるようになった影響から「パワー・ハラスメント」（略語は「パワハラ」）という言葉が、⁶其々和製英語として使用されるようになり、アカハラに対しては大学に於いて、パワハラに対しては行政に於いて、セクハラ同様に対策が図られるようになった。⁷その後も「マタニティー・ハラスメント」や「スマート・ハラスメント」などの多くの言葉が作られ、現在に至っている。⁸

では、ハラスメントとは何か。今ではよく聞かれる言葉であるにも拘らず——或いは寧ろそれ故にか——その定義は一様ではない。前稿を含め、既に挙げた資料を手掛りにするところなる。（ハラスメントの性格の説明ではなく定義であると判断されたものを挙げる。）

- a：他の者を不快にさせる言動⁹
- b：必要な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為、又はそれを受けた者の環境を悪化させる行為¹⁰
- c：相手の意に反する不適切な言動（不作為を含む）により、相手を不快にさせたり、不利益や損害を与えたりすることによって、学習、教育、研究、労働環境を

者は河本和子氏（弁護士）だった。説明文には次のようにある。

「欧米ではすでに社会問題化していた「セクシャルハラスメント」だが、日本では“西船橋駅転落事件”の判決が出たこの年、一気にスポットライトを浴びた。この事件は、酒に酔った男性がしつこく女性にからみ、避けようとした女性がはずみで醉漢を転落死させてしまったものだが、その醉漢には、そして多くの男性の中にも、抜き難い“女性軽視”的発想があることが判決で指摘された。日本で初のセクシャルハラスメント裁判と言われ、河本は弁護人として活躍した。」

⁵ 即ち、女性労働者を対象としたセクハラ対策が事業主の配慮義務となった（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）第21条第1項）。なお、その後の2006年の改正では、男女労働者を対象としたセクハラ対策が事業主の措置義務となった（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）第11条第1項）。（cf.厚生労働省「雇用均等・児童家庭局」雇用均等政策課：「男女雇用機会均等法の変遷」）

⁶ アカハラ及びパワハラの出自については、アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク代表理事である御輿久美子氏による、星城大学での平成28年度秋季FD教育改善検討会に於ける講演（平成28年9月6日）の中で御教示頂いた。

⁷ アカハラについては、例えば筆者の本務校でも、「ハラスメント防止対応ガイドライン」を制定するなど体制を整えている。また、パワハラについては、前稿でも触れた通り、人事院や厚生労働省による対応が見て取れる。

⁸ 一例を挙げると、横浜国立大学の説明では、「ハラスメントの種類」として次の24のものが記載されている：1.セクシャル・ハラスメント、2.パワー・ハラスメント、3.マタニティー・ハラスメント、4.セカンド・ハラスメント、5.リストラ・ハラスメント、6.スマート・ハラスメント、7.アカデミック・ハラスメント、8.キャンパス・ハラスメント、9.モラル・ハラスメント、10.ジェンダー・ハラスメント、11.テクスチャール・ハラスメント、12.アルコール・ハラスメント、13.ペット・ハラスメント、14.エイジ・ハラスメント、15.シルバー・ハラスメント、16.マリッジ・ハラスメント、17.ドクター・ハラスメント、18.スマート・ハラスメント、19.エアーハラスメント、20.ブラッドタイプ・ハラスメント、21.テクノロジー/テクニカル・ハラスメント、22.エレクトロニック・ハラスメント、23.カラオケ・ハラスメント、24.ゼクシャル・ハラスメント。また、「社会人の教科書」というウェブサイトには、「全32種類の〇〇ハラスメント一覧」が記載されており、そこには更に、「スクールセクシャルハラスメント」、「ソーシャルハラスメント」、「終われハラスメント」、「家事ハラスメント」、「パーソナルハラスメント」、「ラブハラスメント」、「レイシャルハラスメント」、「レリジャスハラスメント」といった名称も確認される。

⁹ 前稿で扱った、人事院の指針「懲戒処分の指針」での、セクハラの定義より判断。

¹⁰ 前稿で扱った、職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ（厚生労働省）作成の「職場のパワーハラスメントの概念と行為類型」での、パワハラの定義より判断。

悪化させること¹¹

- ・d：意に反するそれへの対応により不利益を受ける、又はその者の環境を害す言動¹²
- ・e：優位な力関係のもとで行われる理不尽な行為¹³
- ・f：いじめ・嫌がらせ等の人格を傷つける行為および人権を侵害する行為¹⁴
- ・g：嫌がらせ。他人に対して意図的に、或いは意図せず不快感を与えた、困らせたりする言動や態度。¹⁵
- ・h：嫌がらせや相手を不快にさせる行動¹⁶

このように、その定義は一様ではないが、しかし或る程度共通の要素が確認されることもまた確かである。それは、相手を不快にさせること（a・c・g・h）である。「苦痛を与える」（b）、言動に対応した相手が「不利益を受ける」（d）、「嫌がらせ」（f・g・h）、「困らせたりする」（g）というのも、これと全く同じではないにせよ同種のものではあろう。

しかし、eはこれとは異なる。「理不尽な行為」という要素は、これと少なくとも直結はしない。不快や苦痛や嫌な思いを相手に与えることがそのまま理不尽であるとは限らないからである。「必要な範囲を超えて」（b）や「不適切な」（c）という限定がそのことを示している。このように、不快や苦痛や嫌な思いを与えるということとは直結しない要素としては「人格を傷つける」・「人権を侵害する」というもの（f）が挙げられる。ここ（a～h）ではfのみでこのような表記が為されているが、行政にあってもハラスメントを人権侵害として捉えている姿勢は確認出来る。例えば、法務省の委託で作成されたパンフレット「パワー・ハラスメント」には「パワハラは人権問題」¹⁷との見出しが付けられている。大学に於いても、例えば、北里大学のウェブサイトには「人権侵害（ハラスメント）」との表記がある。¹⁸すると、不快や苦痛や嫌な思いを相手に与えることとは異なる捉え方として、人権侵害としてのハラスメントという捉え方があることが分かる。¹⁹勿論、不快や苦痛や嫌な思いを相手に与えることが即ち人権侵害であるという風に、両者を結び付ける発想も可能だろう——例えばfのように——が、しかし先述の通り、両者は事柄としては必ずしも直結はしない。詰り両者は本来別種の概念である。本稿（上・下）はこの点に注目したい。

そこで本稿（上・下）では、特に断りの無い限り、「嫌がらせ」という言い方で、不快や苦痛や嫌な思いを相手に与えることを、また「人権侵害」という言い方で、理不尽な行為や人格を傷つける行為や人権を侵害する行為を、其々代表させた上で、ハラスメントを嫌がらせと人権侵害という二つの理解の仕方から扱い、検討を加えることとする。

¹¹ 前稿で扱った、神田晴生氏作成の「実務実習におけるハラスメントへの対応」での、ハラスメントの定義より。

¹² 前稿で扱った、厚生労働省都道府県労働局雇用均等室作成の「事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です!!」での、男女雇用機会均等法（の第11条1項）の立場に立ったセクハラの定義より判断。

¹³ アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク（註6）でのアカハラの定義より判断。

¹⁴ 星城大学の「ハラスメント防止対策ガイドライン」（註7）でのハラスメントの定義より。

¹⁵ 横浜国立大学のウェブサイト（註8）でのハラスメントの定義より。

¹⁶ 社会人の教科書のウェブサイト（註8）でのハラスメントの定義より。

¹⁷ 人権教育啓発推進センター：「企業における人権研修シリーズ2 パワー・ハラスメント」、5頁。

¹⁸ 北里大学：「人権侵害（ハラスメント）防止への取り組みについて」。

¹⁹ 但し、本来人権といふものは対公権力のものであるとの点から言えば、抑々こうした捉え方自体が混乱を招く誤解である（cf.宮崎哲弥：「人権論の再構成——「被害者の人権」を中心に考え直す」、68頁以下）。とは言え本稿（上・下）は議論の都合上、まずはこうした誤解込みの現状を前提に考える。

なお、上の a～h の中には、環境を悪化させる類の要素 (b・c・d) も見受けられるが、本稿 (上・下) ではこの観点からハラスメントを捉えることはしない。環境の「悪化」と言われる時の悪さの内実は不快や苦痛や嫌な思いに還元されるものと考えており、その点で、件の観点から捉えた際の論点は嫌がらせという観点から捉えた際の論点に吸収可能であると考えているからである。(そして一方、人権侵害という観点から捉えた際の論点は嫌がらせという観点から捉えた際の論点に吸収可能ではないと考えているからである。)

また、ハラスメントの本質は行為の背景にある権力関係であるとの主旨の見解²⁰は無視出来ないが、本稿 (上・下) ではそれを所謂縦糸としては採用せず、要所で適宜取り扱う。

III. 嫌がらせとしてのハラスメント

(1) 嫌がらせと人権侵害、ハラスメントと harassment

さて、嫌がらせと人権侵害という二つの観点からハラスメントを扱うに当り、本稿 (上) は前者から着手する。前者の方がより自然なもの（即ち、不快や苦痛など、人間が生物であることに由来するもの）に依拠しているのに対し、人権（human rights / droits de l'homme）の概念は西洋近代という比較的遅い時代に獲得されたものだからである。また、我が国でのハラスメントの理解の仕方としても、前者の方がより歴史が古い²¹からである。

ハラスメントを嫌がらせと解するのは我が国に於いて極自然なことであろう。或る身近な辞書で「ハラスメント」を調べると「嫌がらせ」と出てくることがそのことをよく示している。²²ただ、この点に関し、一点注意しておきたい。同辞書の同項目（「ハラスメント (harassment)」）の補説に「英語では、苦しめること、悩ませること、迷惑の意」とあるが、日本語の嫌がらせと英語の harassment とは——意味が重なる部分も少なくはないが——同一の意味では必ずしもない。例えば、「harassment」は「迷惑」という訳し方も可能のようであるが、単なる迷惑を我々は「嫌がらせ」とは言わない。また、harass（即ち harassment をを行うこと）の主体は人間であるとは限らない²³が、我々の理解では、嫌がら

²⁰ この点はパワハラに典型的だが、しかし例えればセクハラやアカハラにも言えることは見易い。セクハラ（及びアカハラ）については以下も参照。

「つまり、大学あるいは職場という権力関係のなかで、性的な言動がどういった意味をもってくるのか、それが、セクシュアル・ハラスメントという概念がでてきた大きなポイントなのです。」
(牟田和恵：「セクシュアル・ハラスメントとは何か」、5 頁)

この点から言えば、セクハラやアカハラはパワハラ一般の一形態であり、また、所謂パワハラはパワハラ一般のうち職場で発生するものであると、そのように整理出来る。

²¹ 我が国で「セクシャル・ハラスメント」という言葉が認知され始めた平成期の初頭、この言葉は「性的嫌がらせ」と訳されて使用されもした。しかしその後、「アカハラ」や「パワハラ」に対応する訳語——強いて言えば「大学内嫌がらせ」や「権力的嫌がらせ」（或いは「職場内嫌がらせ」）といった表現——を筆者は寡聞にして知らない。

また実際、「デジタル大辞泉」で「セクシュアルハラスメント」を引くと「性的いやがらせ」という語が出てくる一方で、「アカデミックハラスメント」を引くと「大学内で、権力や地位を利用して教員や学生にいやがらせをすること」という説明的表現が出てくる。また、「パワーハラスメント」も「職場などで、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えること、職場環境を悪化させたりする行為」という説明的表現が出てくる。

²² 「デジタル大辞泉」による。また、付言すれば、フリー百科事典の「ウィキペディア（日本語版）」で「ハラスメント」を調べると「嫌がらせ」の項目に転送されることも、我が国に於いて一般に両概念が一体化した仕方で理解されていることをよく示している。

²³ 「プログレッシブ英和中辞典（第4版）」の「harass」の項目には、「We were harassed by swarms of bees during the picnic.」という例文が載っている。（そしてこれは、「ピクニックの間ミツバチの群れに悩まされ続けた。」と訳されている。）

せの主体は人間だろう。そこで、本稿（上・下）ではハラスメントについて考える際は日本語で考えることにし、*harassment*については度外視する。²⁴

（2）嫌がることと嫌がらせること——行為者の悲哀について——

では、嫌がらせとは何か。相手を嫌がらせることである。だが、相手を嫌がらせるとはどういうことか。それは単に、それによって相手が嫌な気持ちになることではない。親の立場に立ってみれば分かる通り、普通我々は、親が子供に家事を手伝わせることを、仮令それによって子供が嫌な気持ちになったとしても、嫌がらせとは言わない。子供が嫌な気持ちになることが家事を手伝わせることの目的ではないからである。子供が嫌な気持ちになることは家事を手伝わせることの單なる帰結であり、言わば副作用だからである。だが、もしも、子供が嫌な気持ちになることを目的として家事を手伝わせたのだとすれば、それは、親の立場から言えば嫌がらせである。家事が片付くのはその單なる帰結であり、副作用に過ぎない。一方、早く子供に家事が上手になって貰う為に子供にかなり多くの家事を手伝わせることは、少なくとも親の立場から言えば、嫌がらせではない。子供が嫌な気持ちになることが目的ではないからである。詰り、親の立場から言えば、嫌がらせか否かの境界は、子供が嫌な気持ちになることを目的として意図しているかどうかである。

だが、それは親の立場から言ったに過ぎない。子供の立場から言えばどうか。まず、親の意図に反して、子供に家事を手伝わせることが子供が嫌な気持ちになることを帰結しなかつたらどうか。この場合、親の行為は、子供が嫌がっていない以上、親にとっても嫌がらせの体をなしておらず、嫌がらせとしては失敗している。すると、嫌がらせが成立する為には、子供が嫌がることを目的とすることと子供が実際に嫌がることとが共に必要である。言い換えば、嫌がらせというものは本来、親と子供との言わば共同作業（？）である。今の場合は親が嫌がらせに失敗するだけであり、ハラスメントとして問題化はしない。

厄介なのはこの逆である。詰り、親は子供が嫌な気持ちになることを目的としていない。その意図は無い。しかし、子供が嫌な気持ちになることが帰結された。子供は親の行為によって嫌な気持ちになった。しかも、家事はかなり多くのものだった。また、家の多さは親も承知していた。子供が嫌になることも実は予想していた。だが、目的はあくまでも、子供が嫌な気持ちになることではなかった。即ち、子供を嫌がらせること（言い換えば、子供が嫌がるようにさせること）ではなかった。これは嫌がらせだろうか。勿論、子供がこれをハラスメントとして訴えなければ、また、第三者がこれをハラスメントとして訴えなければ、ハラスメント問題にはならない。だが、ハラスメントとして訴えたとしたらどうか。親はそれを否定するだろう。そして先に見た通り、嫌がらせの成立が親と子供との共同作業なのであるとすれば、親がこれに参加していない以上、嫌がらせは成立しない。親は、嫌な気持ちになっている子供に対して、これを宥めたり賛したり、場合によってはやりすぎを謝ったりさえするだろうが、しかし、眞実に対して誠実である親ならば、嫌がらせであることは決して認めないだろう。何故ならば、子供が嫌がることを目的としては意図していなかったからである。「嫌がらせ」という言葉を文字通りに受け取るのであれば、

²⁴ このことは本稿（上・下）の英文題目にも影響している。「ハラスメント」と「嫌がらせ」を共に「*harassment*」と訳すと意味が通じなくなる為、後者は「*displeasing*」と便宜的に表記した。

不平を言う子供に対する親のこうした対応は筋を通していることになる。

同様のことは、嫌がらせ (f・g・h) だけではなく、相手を不快にさせること (a・c・g・h) や困らせたりすること (g) についても言える。特に分り易いのは、相手を不快にさせることである。何故、(それによって) 相手が不快になることではなく、更には、(それによって) 相手を不快にすることですらないのか。「相手を不快にすること」ではなく「相手を不快にさせること」となっている以上、そこには、(それによって) 相手が不快になることが目的として意図されているということが含意されていると解するのが自然だろう。そうでなければ、「相手を不快にすること」という言い方にはなっていないことの説明がつかないからである。(従って、IIでは、相手を不快にさせることや嫌がらせを、特にこの点に注意を払わないままに、「不快 [...] や嫌な思いを相手に与えること」と言い換え、また、「不快や苦痛や嫌な思いを相手に与えること」を「嫌がらせ」という言い方に代表させましたが、実はこの処置は、便宜上のものとはいえ、小さくない差異を無視してしまう雑なものだったと言わねばならない。²⁵⁾

ところが、IIで見た通り、a～h の内、b では「必要な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える行為」がハラスマントの定義（の一部）であった。ここでは目的の如何や意図の有無は度外視されている（註 25）。すると、実はハラスマントの定義それ自体が——既に述べたように単に「一様ではない」（II）だけでなく——「小さくない差異を無視してしまう雑なもの」であると言わねばならない。それどころか、法律の文言に由来する d の、「不利益を受ける」という言い方からは、全く同じではないにせよ b と類似の傾向が窺えるのである。すると、d や b の立場（即ち、目的の如何や意図の有無は度外視する立場）の方が法の観点からは優先されると見えそうである。ただ、その一方、d 同様にセクハラ対策として作成された筈の a は、それが人事院のものであるにも拘らず、d や b とは異なる方の立場（即ち、目的の如何や意図の有無が度外視されていない立場）をとっているのである。詰り、我が国の言わばオフィシャルな立場も、件の差異に関しては雑だと言わねばならない。今の場合にはこの差異が非常に重要であるにも拘らず、である。

もしもこの重要性がオフィシャルに於いても日常に於いても自覚されず、この差異が曖昧なままの状態になっているのであれば、その影響は大きい。先述の例では、親の行為は、「嫌がらせ」という言葉を文字通りに受け取る限り、嫌がらせではあり得ない（即ち、それを嫌がらせと見做すのは意味の点で間違っている）にも拘らず、同じ「嫌がらせ」という言葉が「ハラスマント」という言葉として解されたその途端に、親のこうした対応こそがズレたものであると見做される余地を開くからである。それは、件の共同作業が消失し、子供が嫌がることが親が嫌がらせることを即意味するようになる余地であり、親の件の行

²⁵ 誤解を招かないようここで急いで確認するが、「与える」という言い方も今のはその二義性に注意せねばならない。今の文脈では、「与える」というのは、特段の意図無く結果的に与えることを意味している。例えば、「娘の彼氏を見かけたが、その時の彼はボランティアのゴミ拾いに参加しており、その姿は私に好印象を与えた」というようにである。しかしながら例えば、「好印象を彼女の親に与えるべくゴミ拾いに参加した」という場合、その「与える」は、明確な意図を伴って自覚的に与えることを意味している。今の文脈で扱っているのは、こちらの意味での「与える」ではない。（なお、この「与える」と同様のことは先の「相手を不快にする」についても言える。この言葉も二義性を持つ。だが「相手を不快にさせる」の方は違う。ここには同様の二義性は無い筈である。）

同一の表記がこのような差異を生むことがあるという事実は注目すべきことである。

行為を嫌がらせと見做すのが意味の点で正しいことになる余地である。

(3) 嫌がらせと嫌がらせ——被行為者の悲哀について——

このように、嫌がらせはしていない筈の行為者が、被行為者が嫌がることで言わば加害者になってしまう余地が、ハラスメントには確かにすることになる。このような、言わば行為者の悲哀とも言うべき事態が何故生じてしまうのか。言い換えれば、何故 d や b の立場（即ち、目的の如何や意図の有無は度外視する立場）が存在するのか。

そこには相応の理由が考えられる。もしも d や b とは異なる方の立場しか無かつたならばどうか。子供が親に嫌がらせを訴えたとする。もしも親が本当に、子供が嫌がることを目的として意図的に家事を手伝わせていたのであり、子供がその結果実際に嫌な気持ちになったのであれば、親は子供に謝るだろうか。子供に嫌がらせをするような親が素直に子供に謝るとは考え難い。だが、「確かに嫌がらせをした。でも謝らない。悪いか?」と言つて開き直ることもまた考え難い。普通は寧ろ、本心である意図を隠して、「嫌がることを目的としていたわけではない」と応じるのではないだろうか。そのように応じたとしてもバレ難いからである。詰り、目的や意図というのは他人には見え難い。それ故、言い逃れがし易い。従つて、嫌がらせを行うような人間に嫌がらせを認めさせることは難しい。また、嫌がらせを認めるぐらいならば普通は嫌がらせなど最初からしない。よつて、この世には、嫌がらせに見えることしか恰も存在しないかのようになり、被行為者は自分への嫌がらせを認めさせて謝らせることが困難になる。

勿論、自分を不快にさせた——説明の便宜上、以下暫く、「嫌がらせ」という言い方を控える——その意図を認めさせてそれについて謝らせることが困難であるとしても、自分を不快にしたその行為を認めさせてそれについて謝らせることが出来たのであれば、被行為者は満足には至らずとも、まだ納得がいき、溜飲も下がるだろう。また、「親に嫌がらせの意図は實際無かつたのだろうが、でも結果的に自分が不快になったのだから、その点については一言謝って欲しい」と思つてゐる子供であれば、親が一言謝ったならば——丁度「やりすぎを謝った」(III (2)) 親のように——それで満足するだろう。

では、この子供の希望は満たされるだろうか。恐らくは親次第である。物分かりのよい親であれば、自分の行為が原因で子供が不快になったことを謝るだろう。自分の行為が原因で子供が不快になった以上、自分の行為が子供を不快にしたとも言えるからである。だが、恐らくはそのような親ばかりではない。子供が不快になったのは自分の行為が契機だったとは言ても原因だったとは必ずしも言えないからである。もっと言えば、「子供が不快になったその原因是、そんなことで不快になつてしまふ他ならぬその子供自身の感じ方の方にある」という考え方もあるからである。何故か。

カギは、不快（詰りは嫌）というものの性質にある。それは個人差が大きい。勿論、何を嫌がり何を嫌がらないかについて、我々は或る程度共通の尺度を持っている。だが、尺度は完全に共通というわけではない。大部分の者とは異なり少數の者には不快であるという物事も世の中にはあるだろう。それ故、不快になったことを子供に言われた親が必ずしも子供に謝るとは限らないように、いざという時や咄嗟の時に行為者が被行為者に謝るとは限らないということが起こつてくる。被行為者が現に嫌がっているにも拘らず、である。

「そんなことで嫌がるのはおかしい」・「普通はそんなことでは嫌がらない」と考えることが出来てしまうからである。では、何故こうした考えが出来てしまうのか。それは、被行為者の訴えの主題（即ち嫌）が、個人的な尺度を超えて行為者に同意を迫ることは保証しない性質のものだからである。

すると、被行為者が行為者の行為を嫌がっている時、その行為が嫌がらせであると被行為者が行為者に認めさせるのを阻むものが少なくとも二つあることになる。一つは意図の性質であり、もう一つは嫌の性質である。言い換れば、嫌がらせが嫌がらせであることと嫌がらせであることである。従って、行為者の悲哀を生んでしまう d や b の立場（即ち、目的の如何や意図の有無は度外視する立場）がもしも無かったならば——ということは詰り、嫌がらせを文字通りに嫌がらせとしか解さないのであれば——、逆に被行為者の方が気の毒な状態に陥り易くなってしまうことになる。それを防ぐにはどうすればよいのか。勿論、d や b の立場を採用することである。だが、嫌がらせを文字通りに嫌がらせとしか解さない限りに於いては、d や b の立場は出て来ない筈である。では、d や b の立場の出所はどこか。それが人権という観点である、と筆者は考える。

IV. 人権侵害としてのハラスメント

(1) 正しさの力——被行為者の悲哀の救済の為に——

詰り、人権侵害という観点がとられることによって、被行為者が感じる嫌は、単なる個人的な感覚に過ぎないものであることを止めて、解消されるべきものへとそのあり方が変わる。更に言えば、仮令相当のコストがかかったとしても、また、行為者を始めとする他の人々に相当の負担がかかったとしても、それでも解消されるべきものへとそのあり方が変わる。しかもそれは、仮令行為者と被行為者との間に相当の権力関係——II の最後で述べた通り、一般にハラスメントの行為の背景として認められているもの——があったとしても、そしてその権力が、被行為者が行為者に対して嫌を訴えることを躊躇わせたり、また行為者がそれをそんなこととして無視出来たりするほどのものであったとしても、それでもその権力（及び権力関係）を覆すことが出来るだけの力を秘めている。

観点を変更した途端にこのような力を得ることが出来るその源は何か。勿論、人権というものが持っている価値の大きさである。更に言えば、人権が持つ価値には、嫌かどうかという主観的な価値ではなく、正しさ（right / droit）²⁶という言わば客観的な価値が含まれることである。この価値があるが故に、前段落で述べた「嫌」の「解消」もまた、単なる解消ではなく、寧ろ正常化として解されるようになる。

このように、ハラスメントを人権侵害と解することで、被行為者の悲哀は、救済されるべきもの・救済されねばならないもの・救済されるのが正しいものとなるのである。

(2) 正しさの検討——人権と権利——

ところで、或る事柄に対し、「それは人権侵害である」という判断が取り立てて為される時、何が起きているのだろうか。通常の場合、「人権は守られるべきである」・「しかしこの

²⁶ 英語の「right」に「権利」と「正しさ」の意味があることはよく知られているだろうが、フランス語の「droit」にも「権利」と「正しさ」の意味がある。（尤も、「正しさ」を意味する一般的なフランス語が「droit」であるというわけではないのだが。）

事柄に於いては人権が侵害されている」・「故にこの事柄は正常化されるべきである」という一連の判断だろう。「それは人権侵害である」という判断が取り立てて為される場合、通常は、「それで？」とか「いいね！」という風には話は続いていかない。「人権は守られるべきである」という判断が前提にあるからである。更に言えば、それは、「人権は正しいものであるが故に守られるべきである」という判断である。

だが、「人権は正しいものである」という抑々の判断の自明性に対して、人権というものの存在性格に注目することで疑問を呈することは不可能では無い。²⁷それは例えば次のように纏められる。「人権は、それが正しいものであると人間が認めることによってそのようなものとして初めて存在し始めるという性質のものであり、人間がそこに正しさを認めなければ存在しない（少なくとも、正しいものとしては存在しない）性質のものであり、詰りは自然由来のものではない人工的なフィクションや擬制であり、偶々人類の歴史上の或る時点に於いて（例えばアメリカ独立戦争やフランス革命の過程で）一部の人間がその正しさを認めたことにより初めてそれとして存在し始めたものであり、それがその後の様々な事情で偶々結果的に地球上の国々（所謂先進国を中心とした国々）で現在認められているだけであり、故に件の自明性は本当は自明では全くない筈である。」

では、すると、「人権の正しさは人工的な作りごとに過ぎないが故に、人権は本当は正しくなく、だから守らなくてもよい」と考えて構わないのだろうか。この点につき筆者は次のように考える。即ち、仮令人権概念それ自体がフィクションや擬制として解されるとても、詰り単なる約束事に過ぎないと言えるとしても、それが約束事として関係者に現に承認されているのであれば、その限りに於いて事実上問題にはならない。要は実定法と同じ考え方である。勿論、「約束事として承認される為には、約束事の肝心の中身が、実定法のみならず自然法も含めて、約束されるに足るだけのものでなければならない」と、そのように反論されることはあり得る。だが、と言うことは、それが何らかの仕方で²⁸正当化出来るならば事実上問題にはならないということである。

では、言わば「単にホモサピエンスであるというだけで付与される不可侵の正しさ」という人権概念の性格²⁹は充分に正当化出来るだろうか。この点は立場が分かれるものと思われる。³⁰ そうして、少なくとも、そこに既に胡散臭を感じる者にとっては、そのような

²⁷ 例えば次のものに確認出来る（勿論トーンは其々で異なるが）。宮崎哲弥・編著：『人権を疑え！』、八木秀次：『反「人権」宣言』、長谷川三千子：『民主主義とは何なのか』、辻村みよ子：『人権』。

²⁸ この点に関し、例えば、宮崎哲弥氏の「取り敢えずの仮説」は一つの示唆を与える。

「自然法思想に論及した際、私は自然法の理念をすべて否定し、弊履のように捨て去るのは早計に過ぎるのではないかと留保しました。私は、「人間らしい暮らしをしたい」と望むこと、さらには根源的には「生存を維持したい、生を長らせたい」と欲することは、人類共通の本性であり、それは取りも直さず新しい普遍的倫理の基盤となりうるのではないかという「取り敢えずの仮説」を温めています。」（「人権論の再構成——「被害者の人権」を中心に考え直す」、92頁）

²⁹ 例えば、アメリカ独立宣言（The unanimous Declaration of the thirteen United States of America）の次の箇所にこのような姿勢が見て取れる。「全ての人は平等に造られており、その造物主によって一定の譲渡不能な権利（certain unalienable Rights）を与えられており、そこには生命、自由、幸福の追求が含まれているという真理を、我々は自明のものと考える。」また、フランス人権宣言（Déclaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789）の次の箇所についても同様である。「フランス人民の代表者達は、[…] 人間の譲渡不能で神聖な自然権（les droits naturels, inaliénables et sacrés de l'Homme）を厳肅な宣言に於いて提示することを決意した […].」

³⁰ ここでの法哲学的な文脈とは或いは異なるが、次の文書から判断する限り、法学的観点から見ても、人権に普遍性を素朴に前提することは今や困難のようである。

人権概念は差当りは單なる人間的な先入観以上のものではないだろう。³¹そのような者に對し、筆者は人権概念のそのような性格の正当化を本稿（上・下）で行おうとは思わない。

寧ろ、筆者は別の道を進もうと思う。即ち、そのような性格を持つ人権という、言わば強い——ひょっとすると行き過ぎているのかも知れない——概念の正当性を打ち出すのではなく、寧ろ比較的穩當な線で話を進めようと思う。それは、権利という考え方それ自体の妥當性を示すという道である。勿論、この言葉もまた我々日本人にとっては欧米から輸入して未だ日の浅い、こなれないものかも知れない。しかし、権利という考え方自体は、件の性格を伴う人権概念ほどに胡散臭いものではない。確かに、欧米の人間にとってもまた、「権利」という言葉も歴史上の或る時点に於いて誕生した人工的なものなのかも知れない。だが我々は、欧米人であろうが日本人であろうが——「不快や苦痛」（III（1））ほどには、人間が生物であることに由来するものではないにせよ、それでも極自然な仕方で——「～は…をしてよいが、～は…をしてはいけない」という言葉の使い方が出来ている。例えば、「大人はここに入ってよいが、子供はここに入ってはいけない」という言い方は、「権利」という言葉は知らずとも、極自然な仕方で出来る。言い換えれば、権利という考え方自体は我々にとって既にこなれている。すると、人権侵害という強い主張を立てずとも、「被行為者に認められてよい筈の恙無い生活が侵された時には、それは回復されるべきである」という比較的穩當な考え方であれば、無理無く出来るのではないか。

勿論、問題は、認められてよいのはどの程度かである。逆に言えば、どの程度ならば「そんなこと」と言われても仕方が無いのかである。この点には本稿（下）のVで触れたい。

（3）正しさの暴走（？）——行為者の悲哀の救済の為に——

ところで、もしも、強い主張を立てるとどうなるだろうか。のみならず、それが通用するとどうなるだろうか。今の場合で言えば、行為者によって人権侵害を受けたと、そのように被行為者が主張することになる。そしてそれが通用するのだから、侵害の回復が正しいことになる。ここで気を付けねばならないのは、被行為者の主張は、他人が見る限りでは、人権が侵害されたから為されたというよりも寧ろ、自分に嫌なことが生じたから「それは人権侵害である」として為されたということもあり得るということである。IIで述べた通り、本来両者は別種の概念である。故に、被行為者にとっては嫌ではないが他人から見れば「それは人権侵害である」と判断されるという場合もあり得る筈である。勿論、被

「その発想も「普遍性」の内容も「人権の普遍性」とは著しく異なるものをもつ人類の多数の存在をほとんど意識することもないまま人権の「普遍性」を語り、イスラームや儒教、ヒンドゥー教が問題となるときは女性差別や社会的差別に代表されるそれらの「反人権」性を論ずるだけという知の方は、それ自体再検討されてよいのではないだろうか。」（大沼保昭：『人権、国家、文明——普遍主義的人権觀から文際的人権觀へ』、8頁）

³¹ シンガーによる動物の権利の主張（cf.『実践の倫理（Practical Ethics）』）や、一部の環境倫理学の立場は、ここを突いたものだと言える。

但し、更に言えば、それらが提示する問い合わせ概ね「動物（や他の生命）もまた人間と同様に価値があるのではないか」というものであるのに対し、人権概念の基礎付け不可能性を前提とし、またこれを重視する限り、「人間もまた動物（や他の生命）と同様に価値が無いのではないか」という問い合わせもまた可能である筈である。「人権基礎付け主義は時代遅れであるというラボッシ〔Eduardo Rabossi〕の主張は真実かつ重要であると私には思えます。」というローティの言葉（Rorty: Human Rights, Rationality, and Sentimentality, p.116.）は、人権概念のこうした基礎付け不可能性の承認を前提としていると思われる（但し、ローティもラボッシも人権を重視している）。

行為者にとっては、実際には、人権侵害を訴える際は同時に嫌を感じていることが通常だろう。ところが、人権侵害の主張が正しいものとしてまるで錦の御旗の如く通用するのであれば、それは言わば——表現は不適当かも知れないが——暴走して行く可能性も出てくる。嫌というのは主観的判断であり、それがどの程度のものなのは他人には本当には分からぬからである。その結果、(本当は嫌という程でもないが)気に入らないから人権侵害を訴えるという状況すら生まれ得る。のみならず、(本当は嫌では全く無いが、どうせ他人には分からぬから)面白半分で人権侵害を訴えるということさえ可能である。

現在 30 以上のハラスメントが挙げられておる (註 8)。では、それらがハラスメントとして訴えられる時、或いはその素振が示される時、その何れもが権力関係を背景としているのだろうか。(元々、セクハラもアカハラもパワハラも、権力関係を背景としていることがポイントだった筈である (cf.註 20)。) 勿論、人間関係に於いては、仮令それが親しみが見出せる関係であったとしても、濃淡の違いを度外視したならば、そこに某かの権力関係を (も) 見出すのに然程困難はあるまい。だが、だからこそ、「嫌だからそれはハラスメント」という安易な仕方で訴えが為されるような、或いはその素振が示されるような危険もまたあり得るのではないか。

このように、人権侵害の訴えが他人が見る限り暴走している可能性はある。それは、人権概念というものが、自らの主張は強力に打ち出し易い一方で、それを自発的に制御する論理の方は欠いているからである。現在の平均的日本人は、一般論で言えば、正義という概念を素朴に信奉してはいないと思われるが、にも拘らず他方では何故か、人権の正しさについては別格であるかのようである。勿論、そのお陰で被行為者の悲哀が救済可能となるという点では、それは喜ばしいことである。だが、行為者の悲哀の方についてはどうか。被行為者の悲哀の救済を優先する余り、人権侵害の過大な——と他人には見える——訴えや偽の訴えまでをも許すことになってはいないだろうか。すると、そのような状態から行為者を救う為には、人権概念の言わば対抗勢力が欠けている以上、被行為者から行為者に向けられた訴えを言わば「ハラスメント・ハラスメント」として訴えることで、人権対人権という図式を立てる必要があるとすら言えるのかも知れない。³²

以上の通り、人権侵害としてのハラスメントという考え方には、嫌という主観的判断と結び付くことで、或いは更にはそれすら伴わないことで、言わば強すぎる薬ともなり得る。即ち、行為者や第三者に対する強い副作用の恐れがある。効能 (被行為者の悲哀の救済) はそのままで副作用 (行為者の悲哀) を抑えるということは不可能なのだろうか…

——本稿 (上) のここまで作業を受けて、続く本稿 (下) では、ハラスメントの概念の性質に基づいた仕方での、ハラスメントへの望ましい態度について、考えていきたい。

参考文献等 (本稿 (上) で具体的に言及したものに限る)

雑誌

- 1) 岸貴介 : 「ハラスメントの原因を問い合わせ——原因の主体と人間の道徳性という観点から——」、『研究紀要』、第 17 号、星城大学、2017 年、15~27 頁

³² 勿論、人権対人権という図式は、抑々の誤解の上に成り立つものなのではあるが (cf.註 19)。

- 2) 岸貴介：「ハラスメントの概念を問い合わせ——嫌がらせと人権侵害という観点から——（下）」、『研究紀要』、第 17 号、星城大学、2017 年、43~49 頁
- 3) 牟田和恵：「セクシュアル・ハラスメントとは何か」、『女性教員・女子卒業生からみた京都大学－研究・教育環境調査から一』、京都大学女性教官懇話会、1996 年、Ⅲシンポジウム記録「大学におけるセクシュアル・ハラスメントを考える」、4~11 頁

書籍

- 1) 宮崎哲弥：「人権論の再構成——「被害者の人権」を中心に考え直す」（宮崎哲弥・編著：『人権を疑え！』、65~93 頁）
- 2) 宮崎哲弥・編著：『人権を疑え！』、洋泉社、2000 年
- 3) 八木秀次：『反「人権」宣言』、ちくま新書、2001 年
- 4) 長谷川三千子：『民主主義とは何なのか』、文春新書、平成 13 年
- 5) 辻村みよ子：「人権」（永井均、中島義道、小林康夫、河本英夫、大澤真幸、山本ひろ子、中島隆博・編：『事典 哲学の木』、講談社、2002 年、561~563 頁）
- 6) 大沼保昭：『人権、国家、文明——普遍主義的人権觀から文際的人権觀へ』、筑摩書房、1998 年
- 7) Peter Singer: *Practical Ethics, Second Edition*, Cambridge University Press, Cambridge, New York, 1979, Reprinted 1999.
- 8) Richard Rorty: Human Rights, Rationality and Sentimentality. Stephen Shute and Susan Hurley (eds.), *On Human Rights, The Oxford Amnesty Lectures 1993*, Basic Books, New York, 1993, pp.111-134.

オンライン

- 1) ユーキャン新語・流行語大賞全受賞記録：第 6 回 [1989 (昭和 64／平成元) 年]。（オンライン）、入手先 <<http://singo.jiyu.co.jp/nendo/1989.html>>、（参照 2016-11-13）
- 2) 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課：男女雇用機会均等法の変遷。（オンライン）、入手先 <<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11902000-Koyoukintoujidoukatei-kyoku-Koyoukintouseisakuka/0000087683.pdf>>、（参照 2016-11-13）
- 3) 星城大学：ハラスメント防止対応ガイドライン。（オンライン）、入手先 <<http://www.seijoh-u.ac.jp/wp-content/uploads/2012/04/harasumentgaidrain.pdf>>、（参照 2016-11-13）
- 4) 横浜国立大学：ハラスメントとは？（オンライン）、入手先 <https://www.ynu.ac.jp/campus-harassment/pdf/harassment_1.pdf>、（参照 2016-11-13）
- 5) 社会人の教科書：全 32 種類の○○ハラスメント一覧。（オンライン）、入手先 <<http://business-textbooks.com/harassment32/>>、（参照 2016-11-13）
- 6) 人事院：懲戒処分の指針。（オンライン）、入手先 <http://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/12-choukai/1202000_H12shokushoku68.htm>、（参照 2016-11-13）
- 7) 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ（厚生労働省）：職場のパワーハラスメントの概念と行為類型。（オンライン）、入手先 <<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou-2r9852000025370-att/2r985200002538h.pdf>>、（参照 2016-11-13）
- 8) 神田晴生：実務実習におけるハラスメントへの対応。（オンライン）、入手先 <<http://www.yamayaku.or.jp/reference/training/file/add/kanda01.pdf>>、（参照 2016-11-13）
- 9) 厚生労働省都道府県労働局雇用均等室：事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策は

あなたの義務です!!（オンライン）、入手先<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/120120_01.pdf>、（参照 2016-11-13）

- 10) アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク：アカデミック・ハラスメントとは？（オンライン）、入手先<<http://www.naah.jp/harassment.html>>、（参照 2016-11-13）
- 11) 人権教育啓発推進センター：企業における人権研修シリーズ 2 パワーハラスメント。（オンライン）、入手先<<http://www.moj.go.jp/jinkennet/asahikawa/pawahara.pdf>>、（参照 2016-11-13）
- 12) 北里大学：人権侵害（ハラスメント）防止への取り組みについて。（オンライン）、入手先<<http://www.kitasato-u.ac.jp/gakusei/harassment/>>、（参照 2016-11-13）
- 13) デジタル大辞泉：「セクシュアルハラスメント」の項目。（オンライン）、入手先<<https://kotobank.jp/word/%E3%82%BB%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%83%8F%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88-547564#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89>>、（参照 2016-11-13）
- 14) デジタル大辞泉：「アカデミックハラスメント」の項目。（オンライン）、入手先<<https://kotobank.jp/word/%E3%82%A2%E3%82%AB%E3%83%87%E3%83%83%9F%E3%83%83%83%E3%82%AF%E3%83%83%83%A9%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%83%B3%E3%83%88-422730#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89>>、（参照 2016-11-13）
- 15) デジタル大辞泉：「パワーハラスメント」の項目。（オンライン）、入手先<<https://kotobank.jp/word/%E3%83%91%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%83%8F%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%83%A1%E3%83%83%B3%E3%83%88-188062#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89>>、（参照 2016-11-13）
- 16) デジタル大辞泉：「ハラスメント」の項目。（オンライン）、入手先<<https://kotobank.jp/word/%E3%83%8F%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%83%A1%E3%83%83%B3%E3%83%88-604971#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89>>、（参照 2016-11-13）
- 17) ウィキペディア（日本語版）：「ハラスメント」の入力結果。（オンライン）、入手先<<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AB%8C%E3%81%8C%E3%82%89%E3%81%9B>>、（参照 2016-11-13）
- 18) プログレッシブ英和中辞典（第4版）：「harass」の項目。（オンライン）、入手先<<https://kotobank.jp/ejword/harass>>、（参照 2016-11-13）
- 19) National Archives: Declaration of Independence. (online), available from <<https://www.archives.gov/founding-docs/declaration-transcript>>, (accessed 2016-11-13).
- 20) Legifrance: Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen de 1789. (online), available from <<https://www.legifrance.gouv.fr/Droit-francais/Constitution/Declaration-des-Droits-de-l-Homme-et-du-Citoyen-de-1789>>, (accessed 2016-11-13).

法令

- 1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）
- 2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

講演

- 1) 御輿久美子：ハラスメントの防止と対応、星城大学平成28年度秋季FD教育改善検討会、於東海市、2016年9月6日